

衆議院内閣委員会ニュース

平成 20.11.14 第 170 回国会第 3 号

11 月 14 日、第 3 回の委員会が開かれました。

1 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第 6 号）

- ・佐藤国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

田 端 正 広君（公明）

- ・刀剣類の中には、文化的美術的価値があるものもあり、所持を禁止することにより、闇に潜ることを危惧しているが、現在所持している人に対してはどのように対応していくのか。
- ・一度猟銃等の許可を受けた人に対しては、その後の更新にあたって欠格事由の判断は難しいが、トラブルを抱える近隣住民にとっては重要な問題であり、運用面でどのように対応していくのか。
- ・犯行予告があった場合の対応システムを、国として整備する必要があると考えるが、現在どのような対応が進められているのか。

吉 良 州 司君（民主）

- ・実包の所持状況の記録化とあるが、帳簿付けだけで把握できるのか。実効性を持たせるために、届出義務を課することが考えられるが、検討は行われたのか。また、検討されたのであれば法令で定めないのはなぜか。
- ・県警において、銃砲行政を担当する人員は少なく、その多くは他の業務との兼任である。規制・監督強化の実効性を持たせるためには人員の強化及び限られた人員でどのように対応するかが重要となるが、警察としてどのように考えているのか。
- ・インターネットによる銃砲取引はどの程度行われているのか。また、インターネット取引において、相手方が許可証を持っている本人であることの確認はどのように行われているのか。インターネット取引における最終的な銃砲の引き渡しを相対して行う仕組みが必要ではないのか。

市 村 浩一郎君（民主）

- ・銃砲刀剣類の規制は必要ではあるが、凶器はどこにでもあるものであり、根本的には、心の在り方が重要である。道徳心の涵養のため、学校現場では被害者の経験を聞くなどの心にひびく教育への取組をどのように行っているか。
- ・ダガーナイフが国内にどれだけあるかを把握していない現状で、具体的にどのように回収していくのか。また、回収期限を 6 か月としているが、先般の銃刀法改正による準空気銃の回収等が期限内に終わらなかった事例を踏まえ、回収期限を見直すべきではないか。
- ・無差別殺人が起こらないような社会とするための佐藤国家公安委員会委員長の決意を伺いたい。

泉 健 太君（民主）

- ・今回、猟銃安全指導委員制度が創設されるが、委員はどのようなプロセスでどの程度の人数が決定されると想定しているか。
- ・今回、所持が禁止される剣の範囲を拡大し、ダガーナイフについて規制されることとなるが、軍事目的や武器として産み出されたナイフの多くは危険性が高く、社会的有用性は低いのではないかと考えるが、如何か。
- ・ボウガンやクロスボウなど弓矢による事件が多く発生しているが、銃刀法改正による規制も含めて、法的規制の必要性について、見解を伺いたい。